

陸徵祥已決定採「聯美制日」外交政策，⁷¹並在和會中為山東問題與日本針鋒相對。然而此方針亦有其負面影響，「國賊」下台，斷送北京政府自袁世凱以來培養的對日人脈；朝野反日使中日關係惡化，兩國之民族主義互相激盪，終釀成全面大戰。⁷²近代中日關係，尚須平心探究。

其次即民族主義大盛，所謂「國民外交」興起。人民開始關心外交事務，以輿論監督政府，使外交趨於透明化；甚至以宣傳及群眾運動為政府外交後盾，此趨勢與日後所謂「革命外交」之興起，應有相當的淵源。在過去民族主義昂揚的時代，「救亡壓倒一切」，歌頌五四式的愛國運動，強調民族主義齊一了中國人的心志，在緊要關頭，共同挽救了國家的危亡。但其流弊亦不少，顧維鈞在其回憶錄中，對所謂「人民外交」頗多批評。顧氏認為：

「人民外交」總是以百分之百成功為口號，是永遠成功不了的。……在人民外交當中，由於離不開公眾輿論和大眾的支持，一個人很容易做一些討好公眾的事，而不總是光考慮民族利益。……五四運動以來，「人民外交」的口號已經成為非常時髦的口號，群眾組織起來大遊行，或組成代表團對中國代表們施加壓力，常常造成災難性的後果。⁷³

作者認為民族主義不只是學生愛國運動，應是一種全民之覺醒，為清末以來積蘊之發揚，由各個層面發揮出來。清末民初即有長期之收回國權趨勢，努力修改條約；北京政府在1919年之中許多收回國權措施，反映當時北京外交部的民族意識。評價民初之中國外交，不能簡單的用北京政府賣國，學生愛國的二分法。五四運動為中國外交添入許多強有力因素，成為中國新外交之特色，但是也有一些流弊，不能一面倒的歌頌其成就，必須平允的由多方面來考察。

71 參見章宗祥，〈東京之三年〉，頁59；王芸生，〈六十年來中國與日本〉，第七卷，頁380；《顧維鈞回憶錄》，第一分冊，頁161-9。

72 王芸生，〈六十年來中國與日本〉，第七卷，頁380-1，第五十二節——中日關係之一轉，有頗深入之分析。

73 《顧維鈞回憶錄》，第一冊，頁397-8。

第一次世界大戰後期 日本對中國政策

小池聖一*

はじめに

日本の中国近代史研究にとって五四運動前後の時期概念には、二つの解釈が存在している。その一つが、広義には1914年9月の日本の山東攻略・極東ドイツ権益の奪取から1922年2月のワシントン会議における山東懸案解決条約の解決までとし、狭義には1919年2月から福州事件の1919年11月までを対象とする(1)。第二が「広義」「狭義」という設定のうち「広義の五・四運動期」という呼称が歴史学的時期名称として妥当であるかどうかについては、極めて疑問」とし、第一次大戦期とするものである(2)。

これに対して本報告では、対象時期としては、日本近代史との整合性をもっている後者の第一次大戦期とし、なかでも後半に相当する寺内・原内閣期を扱うこととする。その際、当該期の日本の政治指導者も国際環境を念頭に、全体的な外交政策のなかで対中国政策を位置づけながら外交を行っていた。当然、外交政策のすべてが有効であったわけではなく、日本政府の意図と反対の結論がもたらされることもしばしばであった。とはいえ、日本の対中国政策のすべてが「反日帝国主義革命運動」への対応であったと理解することは問題である。当該期の日本にとって中国の「運動」とそれを押し出す中国ナショナリズムのもっているイデオロギー的影響力は看過できないが(3)、日本の対外政策に「主体」

* 広島大学総合科学部助教授

として影響を与えたと理解することは過大な評価である(4)。むしろ、北京政府を経由して間接的な、あるいは経済的な理由で影響を日本外交にあたえた、と理解すべきではないだろうか。そして、この点を日本政治・外交史の立場からは、日本政府が政策過程（なかならず政策決定過程）において当該期の中国をいかに認識し、政策に反映したかということが問題となろう。

まず、本論に入る前に、第一次大戦期日本の中国政策に関する先行研究を整理する。本先行研究は、大きく三つに分類することができる(5)。

第一が、日中外交史という枠組みである。これは、日中間の交渉過程研究にはじまり、日露戦争後、日本の中国東北地方における南満州鉄道等諸権益の維持・拡大というなかで、変容した日本の対中国外交を中国の政治・経済状況の変化に対応したなかで追求しようとするものである(6)。第二が国際関係のなかで日中関係を位置付けようとする試みである。これは、1922年のワシントン会議において成立した中国に対する現状維持体制、日本・イギリス・アメリカ三国の協調体制等を要素とする「ワシントン体制」への過程として捉えようとしている(7)。第三が、具体的な政策研究である。イシューとしては、大陸政策と西原借款・四国借款団研究に大きく二分される。前者は、対中国政策の主体としての日本陸軍を分析するものである。この大陸政策研究は、国内政治との連関性を持ち、日本外交史研究が往々にして、外交政策における外務省と陸軍の対立という二項対立に終始していたのに比べ、より対中国政策の全体像を明らかにするものであった(8)。後者の西原借款・四国借款団研究については、西原借款の実態研究があるが(9)、ここでは、寺内内閣の援段（祺瑞）政策として限定的にとらえることとする(10)。

以下では、第一次大戦後期における日本外交の枠組みについて、ワシントン会議以降も念頭に置きつつ、再構成することとしたい。具体的には、寺内正毅と原敬両内閣における対中国政策を概観する。そして、この時期が日本初の本格的な政党内閣・政友会原敬内閣が登場した時期であり、対中国政策の転換期とも目されることから、両内閣を比較し、1922年にワシントン会議において成立した「ワシントン体制論」へと収斂する日本の対外政策論の再構成を試みたい(11)。

なお、本報告では、中国東北地方（「満州」）を基本的に対象外とし、中国本土・関内を対象とした。それは、当該期の日本が中国東北地方を日本の勢力圏下にあるものとし「対中国政策」と区別し、「対満蒙政策」としていたからである。

1. 寺内正毅内閣期の対中国政策

「大正新時代の天佑」(12)として捉えられたヨーロッパにおける第一次世界大戦の勃発は、日本にとって東アジアからの欧州列強の後退という新状況を生み出した。このようななか大隈重信内閣の外相加藤高明は、日英同盟の誼という論理で強引に対ドイツ参戦を果たしたのであった（日英同盟骨髄論）。そして、加藤外相は、中国・袁世凱政権に対して対華二十一箇条要求を突き付け、「満蒙権益」を中心とする日本の在中国権益の拡大を意図したのであった(13)。しかし、加藤の外交路線は、日露戦争後の日本の対外路線とは異なるものであった。日露戦後、ロシア勢力の東アジアからの後退は、むしろ勢力圏での日露両国間の接近をもたらして日露協商が締結されるに至っていた。結果、ロシアを仮想敵国として成立していた日英同盟は、ヨーロッパにおける三国協商の成立ともあいまって、本来の意味を失っていた。日露戦後の日本の基本的外交路線は、日英同盟と日露協商の二つのバランスを取りつつ、日本の国益を最大限拡張することにあつた。加藤外相および大隈内閣は、日英同盟に偏してバランスを崩し、さらに中国に対して強硬な姿勢でのぞんだ。これに対して、元老山県有朋等は、第一次大戦後に欧州列強が東アジア・中国に復活した際、日本を孤立させるものとして加藤外交に対して厳しく批判していたのであった(14)。このようななか、内閣改造の失敗もあり大隈内閣に代わって成立したのが元朝鮮総督の寺内正毅内閣であった。

寺内正毅内閣は、前内閣である大隈重信内閣の対中国政策を批判し（特に後半の反袁運動）、成立早々の1917年（大正15年）1月9日、「対華政策に関する閣議決定」を行った。この閣議決定は、まず、(1)「帝国ハシ支那ノ独立及領土保全主義ヲ尊重シ且之ヲ擁護スルコト」とし、このため日本は中国を(2)「指導啓発」し、(3)「不偏公平ノ態度ヲ持シ一切其ノ内政上ノ紛争ニ干渉セサルコト」とした。そして、(4)列国協調の上に日本の特殊権益を承認させるとともに、(5)日本の特殊権益の拡大が策されたのであった。このうち(3)では理由として国際問題化の可能性と共に「帝国ノ商工業ニ及ホス禍害ノ痛切ナルヘキハ云フヲ俟タス」としていた(15)。

つまり、寺内内閣は、大隈内閣時の反袁（世凱）政策に見られる内乱を助長する干渉政策をやめ、「満蒙権益」等の特殊権益と経済的利益の確保・拡大を行うこととしたのである。ここで留意しなければならないのは、内政不干渉をうたいつつも、中国への「指導啓発」という項目が入っていることである。ただ、これは「傀儡政権」化をめざしたという

のではなく、特殊権益の確保に必要な「親日政権」の樹立を目指したものであった。第一次世界大戦により、未曾有の好景気のなかで日本が東アジアにおいてフリーハンドを得たとしても、一気に「傀儡政権」の樹立は不可能であった。また、寺内首相自身、大隈内閣・陸軍（参謀本部）を中心とする反袁政策に反対し⁽¹⁶⁾、対華二十一カ条要求により反日運動が激化するなかでも政権に安定度を増していた袁世凱による中国の統一に期待すらしていたのである⁽¹⁷⁾。寺内は、反袁政策に見られるような内乱の助長により、日本が中国において漁夫の利をしめることは大戦後、東アジアに復帰する列国との関係上不利であると考えていた。寺内は、統一された中央集権政府が中国に出現することを望んでいたものであり、これとの「援助＝提携」を考えていたのである⁽¹⁸⁾。その意味で、寺内は、列国協調をも主張していることから、排他的な傀儡政権を中国に樹立しようとしていたわけではない。統一によりある程度強力な中国を樹立し、これとの提携により、日本の経済的な利益を確保しようとした。そして、その実現を列国の諒解と国内の支持のもとで行おうとしたのである。前者の点では段祺瑞政権支持にあたっても四国借款団（英、仏、露、日）間の諒解をとることを重視していたことでも理解できる（英仏露と日本との間で合意を形成することは、この三国がヨーロッパでの戦争に全精力を注ぎ込んでいるなか、容易なことであったが）。しかし、日本以上に第一次大戦中に経済発展を遂げたアメリカの存在により、日本の政策は機能しにくくなっていた。

当時の外務省では、「支那問題ニ関スル日本ノ対米政策ハ從來専ら米国ノ対支活動ヲ抑止セムコトヲ主眼」としていた⁽¹⁹⁾。だが、国力の差が大きいことから、日本は、中国問題でアメリカと明確な対立関係とならないよう、経済的な提携関係を作りアメリカとの間で協調関係を拡大することを考えていた。中国市場に何らの権益もなく参入するアメリカに、特殊権益を所有する日本は経験の有しているため協調可能と踏んでいたのである⁽²⁰⁾。だが、アメリカは中国を大戦中に拡大した生産力を維持するに必要な市場として考えていた。そのうえで中国に特殊権益を有していないアメリカは、市場の確保が主要な問題であり、その範囲を広げるために、むしろ排他的な列国権益すら問題視していたのである（門戸開放政策）。当然、アメリカの対中国政策は親日政権の樹立・連携による在中国権益の確保を策する寺内内閣の方法と相容れないものであった。結果、日米間の対中国政策の溝は埋まることがなかった。寺内内閣にあっても、アメリカへの対抗から援段政策をより強く推進することとなったのである。

一方、対中国政策において寺内内閣は、以下の三点に代表される国内状況にも規定されていた。寺内内閣は、挙国一致内閣をめざしつつも、実際は超然内閣として形成され、衆議院に基盤を持っていなかった。このため、組閣直後の総選挙で第一党となった政友会（原敬総裁）と関係を改善し、準与党化させねばならなかった⁽²¹⁾。寺内内閣の国内基盤は、万全ではなかったのである。第二に、寺内内閣は、前大隈内閣の対中国政策の転換を行うべく成立し、反袁政策に見られるような二元的な外交を是正するためにも、挙国一致のシステムを必要としていた。このため、内閣基盤の脆弱性も考慮に入れて、臨時外交調査会を設置したのであった⁽²²⁾。これは、前大隈内閣外相加藤高明が、外務省権限を強化しつつ、その一方で、高圧的な対中国政策を行い、列国と中国の不信感を得ていたことの反省において設置されたものであった。対外政策の意思決定は、この臨時外交調査会の審議の結果行うこととされた。しかし、援段政策が推進されるなかで、外交調査会の一員でもあった原政友会総裁は、段祺瑞への経済的援助・西原借款（実業借款形態を当初はとっていた）に対する不満が蓄積されるなかで「余等委員は只報告的に聞置くべき趣旨か」と不信感をあらわにする場面もあった⁽²³⁾。また、対中国政策については当初外相が空席で、経済政策を主眼としたこともあり、寺内首相の個人的な関係から、勝田主計大蔵大臣と西原亀三という非公式なルートをもって政策立案が行われ、寺内との個人的な関係が意思決定に色濃く反映された。後に本野一郎の外相就任に伴い、本野一林権助駐支公使という公式ラインが形成され、あわせて統一的に機能しているものの、加藤高明外相が対外政策を専横的に行ったのとは比べて外務省の相対的な発言力が弱まったといえる。第三としては、大戦景気にわき、資本を蓄積しつつ、中国市場に進出しつつある貿易関係者・紡績業者等の動向を顧慮しなければならなかったことがあげられる。彼らもアメリカ同様、日中間の親善と統一され安定した市場の確保に賛成であった。しかし、アメリカと相違して中国国内の民族資本との対立関係にもある彼らは、自らの競争力を維持するために政府が行動することを望んでいた（具体的には関税等）⁽²⁴⁾。

結果的に寺内内閣は、段政権をてこ入れし、国益を拡大・確保するために、1917年1月の第一次交通銀行借款から翌18年9月の参戦借款に至るまでの8借款、合計約1億4500万円が段祺瑞政権に注ぎ込んだ⁽²⁵⁾。これは、列国に承認された北京政府の中心（國務総理）という立場と、督軍等の軍事力という観点から段祺瑞の勢力が大きいものと寺内内閣が判断したからであった。さらに、中国に対してアメリカが借款を供与して経済的に浸透

し、第一次大戦が終了し、列国が中国に復帰した際、対華二十一カ条要求等により醸成された日本への不信感が実態化するのではないか、という恐怖心に裏打ちされたものもであった。このために列国との関係改善が目指されると同時に、経済提携・借款政策によって中国に親日政権の樹立を企画したのであった（段祺瑞自体も北京政府内での地位確立のため、日本の後援と資金援助を必要としていた）。これと並行して、日中共同防敵軍事協定等により、「満蒙權益」の確保・拡大をも行おうとし、さらに中国内で南北対立が激化するなか、段祺瑞傘下の参戦軍編成に対して積極的に関与したのであった（これは、段祺瑞による武力統一策に対するてこ入れとも捉えられていた）。

しかし、寺内内閣は、段祺瑞による武力統一策が進捗しないなか、寺内の病状が悪化、国内の米騒動のため 1918 年 9 月末、総辞職したのであった。

2. 原敬内閣の対中国政策

原内閣成立の画期性は、「公式の外交指導者として政党指導者が登場したこと」であり、田中義一に代表される軍部が内外政ともに政党と提携することによって政党による一元的外交指導が可能になったことであった、とされる⁽²⁶⁾。これは、軍部にとっても第一次大戦が総力戦として戦われ、動員に政党の力が必要であったこと。何よりも、アメリカが経済的に、また文化的にも台頭するなかで、「デモクラシー」的風潮が厭戦気運とともに横溢しつつあったことが理由としてあげられる。さらに、原内閣期は、第一次大戦が終わるという国際環境にも規定されていた。寺内内閣時から懸念されていた東アジアへの列国復帰と戦中からのアメリカとの再調整が必要となっていたのである。

しかし、原内閣にあって対中国政策は、結論から言えば寺内内閣時の政策と大きな相違点を持つものではなかった。

原内閣の対中国政策は、当初、次の三点の施策が採られた。まず、第一に段祺瑞政権への借款供与（西原借款）が不干渉主義のもとで停止された。第二に、寺内内閣に引き続いて列国との協調関係の構築が模索された。第三が、段祺瑞政権に代表される親日政権に対する援助が弊制改革等も含めて継続されたことである。第四として、「満蒙權益」に対する排他的支配を維持する政策が継続したことである。このうち第三点は、内政不干渉主義を採用したとの第一点と矛盾するように見える。しかし、原内閣では、第一および第三点は矛盾なく併存していた。それは、内政不干渉方針により中国の南北対立を緩和しつつ、

南北の話し合いによる統一をはかりつつ、日本を含む列国が正式に承認していた北京政府内における日本側影響力の確保という国益の観点から、非軍事的な事項を中心に援助を継続させたのであった。

要約すれば原内閣の対中国政策の傾向は、列国との協調関係の構築と裏面での親日政権への援助の 2 点であったということができる。このような、原内閣の対中国政策の効果を明らかにするものが、新四国借款団への参加とパリ講和会議の過程であり、また、五四運動への対応であった。

原内閣成立当初、ヨーロッパの戦争は終わりを迎えていた。三国協商の一角、帝政ロシアは革命によりすでになく、ドイツでも国内情勢から戦争継続が困難な状況であった。このようななか原内閣が対中国政策上直面したのはアメリカの圧力であった。第一次大戦は、日本にとって「大正新時代の天佑」であったが、日本の政治指導者が常に心配していたことは、大戦後の国際環境のもとで日本がどのような位置づけられるか、ということであった。第一次大戦を「欧州今回の大乱が終息に帰し、欧州大陸の政治経済が秩序を回復したるの後に於て、各国が再び東洋の利権に着目するの日は、即ち或は白人と有色人との競争が急激となり、白人は皆な相合して有色人の敵となるの時たるやも知る可からざるなり」⁽²⁷⁾、「若し大戦争にして終局せしならば、戦勝を得たる国々も戦敗したる国々も、其国力を回復するが為に非常なる競争となるであろう、其競争は政治的には勿論の事であり、経済的にも亦激烈であるものたるを疑はない。果して然らば我国は戦時中に於て之が準備を為し、戦後に至りて後れを取らざるやう、充分なる努力なかるべからずと云ふ趣旨に依り、此政綱（原内閣の四大政綱）を具体的に発表したのである」⁽²⁸⁾、と考えていた山県有朋・原敬にとっては、大戦中、1913 年の 2500 万ドルから 1 億 5000 万ドルへと対中国輸出を増大させていたアメリカは脅威であった。特に、中国鉄道への投資、鉄鋼機械産業への投資増大は、それを増幅させたといつてよい。一方で原首相は中国に対して日本の投資が増えたとはいえ、それが官主導であり、民間企業の進出も日本政府の保護下のみ存立していることも認識していた。このため、高橋是清蔵相の中国市場の日本独占、アメリカとの対峙という「アジア・モンロー」主義的な政策は、実現困難と考えていたのであった⁽²⁹⁾。

当然、大戦後の経済的戦争を日本が中国市場で勝ち残るためには、国益として大戦中に獲

得し、英仏露等の列国の承認をうけていた山東半島旧ドイツ権益の継承は必然であった。日本の立場をアメリカは、自らの経済的利益・大戦中膨大にふくれあがった生産力のはけ口として中国市場維持のために「新外交」によって日本の排他的な中国支配を打破しようとしたのであった。このような動きは、連合国の一員として参戦をはたし、南北共同で国益たる山東半島権益の回収をめざしていた中国・北京政府と思惑を一にしていたのである。

このパリ講和会議に臨むにあたって日本は、臨時外交調査会で日本政府の方針を決定した。席上、全権に就任した元外相牧野伸顕は、東アジア国際環境におけるアメリカの影響力の増大を勘案しつつ、ウィルソンの14カ条に順応した対応（新外交）を主張し、日本の中国および南洋諸島等に対する領土拡張主義的な傾向の払拭を図った。しかし、外交調査会では、大戦中からのイギリス等との間で取り交わした覚書等の有効性を信じて、大戦中に獲得した旧ドイツ権益の確保を図った(30)。結果、日本にとってのパリ講和会議は、東アジア権益をいかに確保するかというものであった。そして、会議の席上、日本と同じく連合国側の一員として参戦した中国、なканずく北と南を代表する若い顧維鈞、王正廷の二人が日本側と激しく応酬したのであった。

日本としては、膠州湾租借地の返還をのばし、領土以外の諸利益を確保せんとしていたが、原首相自身、山東半島の旧ドイツ権益の中心である鉱山・鉄道が私立会社によって経営されていたことから、私権を尊重する「文明主義」により、それを中国に返還せず、日本側で維持しようとしていた(31)。領土の返還それ自体は、第一次大戦・日独戦争における日本側と北京政府側との交戦範囲をめぐる交渉過程でも、日本側が認めさせられていたところであった(32)。このため日本側は、英仏露等の列国と大戦中の諒解を確認し、時間をひきのばし、利権を日本側にて確保したうえで、北京政府との直接交渉によって領土的返還を考えていた。日本側としては、中国に対するアメリカの影響力を極力排除し、日中間の協力関係の強化が必要であった。

パリ講和会議では、この山東半島旧ドイツ権益をめぐる1918年に北京政府との間で取り交わした交換公文を援用して、顧全権等中国側の直接返還論に対峙し、結局、アメリカ・ウィルソン大統領が日本側の講和会議脱退も辞さないという強い決意表明により、国際連盟の成立が困難と考えたため、日本の要求は、1919年4月30日に認められたのである。この結果が、中国に於ける「五四運動」に見られる反日運動の発生であった(33)。

五四運動に対する日本側認識は、在中国英米国人の影響力のもとに行われたものとの認

識が中心であった(34)。それだけに日本側の対応は慎重であった。しかし、日本側が慎重であった裏面には、もう一つの政策が同時並行して進んでいたからであった。それがアメリカ政府の提唱による新四国借款団結成の動きであった。そして、この新四国借款団結成の同一線上に存在するのが、ワシントン会議における九カ国条約と言える。

アメリカが中国を市場として理解するに順応し、原内閣でも中国本土・関内に対しては、紡績業を中心として資本進出をおこなっていることを背景として経済的なアプローチでぞまんとしていた。この枠組みを規定するものとして南北両派の統一による内戦の収束があり、内政不干渉方針の採択が存在したのであった。この結果として原内閣は、中国への武器禁輸とアヘン輸出禁止措置を行ったのであった(35)。これと同時に、対中国借款に関する1918年7月末のアメリカの提案を受けて中国に対する国際借款団への参加を決めている。本提案に対する日本側の対応は、アメリカ資本が中国に投下されることが必然なかで、これを日本に有利に運ばんとするものであった。この新四国借款団に日本は、「満蒙」地域の除外を条件に参加を、1920年5月に果したのであった。この点は、寺内内閣が英仏露の三国が対中国に投資できないなかで西原借款を行った際も国際的な協調を重視したように、新たにアメリカ要因を取入れて借款団形態を整備した結果として四国借款団に参加したといえる。つまり、日本にとっては、関内に特殊な利権を基本的に有していなかったため、アメリカの門戸開放政策が「満蒙」と山東鉄道を除外するかぎり、「我帝国ニ対シテ何等患害ヲ蒙ルコトナキノミナラス却テ我帝国ハ其範圍内ニ手足ヲ伸スコトヲ得テ意外ノ利益ヲ収ムルコトヲ得ヘク殊ニ土壤接近ノ故ヲ以テ其利益ハ他国ニ比シ一層多大ナルコトヲ予想シ得ヘシ」として伊東巳代治においても賛成するものであったのである(36)。まさに、原内閣にとって新四国借款団は、「市場」としての中国を保障するものとして認識されていたのであった。そして、日本の「満蒙権益」を除外したうえで新四国借款団は1920(大正9)年5月に成立したのであった。

しかし、五四運動は、北京政府が親日的な政策の採用を困難にさせると同時に日本側からの借款等による財政的援助が反日運動の取締を行わないことから途絶したことにより、北京政府を厳しい状況に追い込んでいった。この状況のもとで現地の小幡中国公使は、交渉主体の喪失を恐れて、「帝国政府ニ於テ関係各国政府ニ斡旋シ新財団成立ニ至ル迄絶対必要已ヲ得サル政費ノ歳出限度即チ例ヘハ月額五、六百万円ヲ限り一時融通ノ途ヲ講ジセラルルコト」を意見具申したのであった(37)。この意見具申は、原内閣においても採用さ

れたのであった。

原内閣の北京政府への借款供与は、寺内内閣の援段政策・西原借款に対して原が臨時外交調査会の席上「段を助くるは即ち北方を助くるものなり、之に金と武器とを給するは即ち南方を圧抑するものなり、其関係重大なり、先達首相より内政不干渉の説を聞き余等も賛成せしが、今の説明にては此方針を一変するに似たり、(中略)支那の現況は将来如何に相成るや全く不定の情況なれば、或は南北妥協一致するか又は有力者出て統一するか、兎に角帰着点を見たる上にて之を援助すること得策なり、今は其時機にあらず十分の考慮を要すべし」(38)、と述べていたことと矛盾するのではないだろうか。基本的に借款内容が政費に限定され、政権の維持という消極的な意義しかもたない原内閣時の借款と積極的な親日政権の樹立を考えていた西原借款とは、根本的に相違するものであった。とはいえ、共に列国の反対のなかでも借款が行われたことは事実であった。さらに、閣内で絶対的なリーダーシップを有している原首相自体、借款に積極的であった。つまり、原内閣においても、列国の諒解を得ることを前提としつつも、北京政府内での親日派の育成を否定するものではなかったのである。

そして、国内に目をむけるならば、日本で最初の本格的な政党内閣となった原敬内閣では、第一次大戦後の国際競争を想定し、交通機関の充実、教育機関の充実、国防機関の充実、産業発展用の施策等による「四大政綱」を立てている。この「四大政綱」自体、寺内内閣の施政方針とも大きな差異が存在しない。さらに、政治指導の方法についても、寺内と原との間で大きな差異は見られない。寺内が臨時外交調査会をもって第一次大戦期の対外政策を事実上、元老を抜きつつ、政党指導者も含めて指導者集団としての「挙国一致」をめざしたのと同様に、原も対外政策について山県との協議を重視し、基本的に一致させたいうで進め、また、山県系の官僚政治家や後藤新平等にも配慮しており、実質的に「指導者集団挙国一致」を実現していたからである。その上で、原内閣が安定的で強力であった理由は、自らが強力なリーダーシップをとっていた内閣・政友会(議会)において政策的に漸進的な政策を行いつつ、一方で体制として直接的な国民把握を可能とする本格的な政党内閣形態を採用していたためであった。それゆえ、原内閣は、強力であったのである(39)。

おわりに

野澤豊氏は、「日本において辛亥革命が孫文から袁世凱に政権が移譲されて「失敗」に終わったと認識されたこともあり、朝鮮や中国では自主的に国家を樹立し、運営する能力が欠如しており、日本人がこれを指導し、保護せねばならないとする「アジア蔑視感」、その裏返しとしての「アジア盟主論」が増幅されることになった。かくして、中華民国の成立から日本の敗戦に至るまでの日本の対中国外交は、北京政府の時代と、南京政府(中華民国国民政府)の時代とを問わず、例えば蒋介石の南京政府のように「日本の意思に逆らうもの」は「敵性国家」とされ、それに替わるべきものとして溥儀を皇帝とする[満州国]やも汪精衛を主席とする[南京政府]など、親日「傀儡」政権の樹立が画策されるといったことがあった」とされる(40)。

確かに日本の袁世凱政権への対応は、外務省・陸軍等の間で分裂し、政治指導者間でも深刻な対立を生んだ。さらに、対華二十一カ条要求の結果、列国から猜疑心を持たれたことも事実であった。このため、寺内内閣では、内政不干渉政策を採用し、第一次大戦後の経済的国際競争に備えんとしたのであった。しかし、当時の日本の経済力は、国家的な保護が必要な状態であった。寺内内閣時に、日本の中国貿易業者が寺内内閣に政党への支持と引き換えで圧力をかけた点でも理解できよう。日本の当業者にとっては、まず国家的な保護下において安定的な市場の確保を行うことができるかが問題であった。そして、安定的な市場の確保は、中国の中央政府の強弱とそれとの距離によって得られるものであった。それゆえ、当該期の日本政府の関心は、中国中央政府が政権として中国をどれだけ代表できるのか、また、その政権・勢力を日本側が国家利益に照らして利用できるのか、この2点に絞られたのであった。この点、寺内内閣は、段政権を統一政権となる可能性のある政権として認知しており、原内閣にあっては、その可能性を低く見積もっていたといえよう。これが、寺内・原両内閣間の差異であった。これ以上に両内閣にとっては、中国をめぐる、あるいは東アジアの国際環境の変化が問題であった。両内閣の最大の関心が、第一次大戦後の中国を中心とする東アジアにおける経済的競争であったからである。この点について両内閣に政策的な差異は基本的に存在しないのである。

結果、日本にとって中国の中央政府が実質的な代表権を行使できない状況下、すなわち、対日ボイコットを鎮圧しえる治安維持能力をもたず、中国の統一政権でない場合にとりうる政策としては、自らの国益を守るために、列国協調をもって中国を管理するという方向

が最適化された政策であった。なぜならば、国内で政策的対立を惹起しにくく、また、前述のような第一次大戦後の国際環境において共通の認識を有していたからである。その意味で、原内閣は、寺内内閣が二国間外交（例えば石井ランシング協定）で列国との協調を模索したのに対して、原内閣は、新四国借款団、ワシントン会議等の多国間交渉でこれを実現したのであった。

ワシントン会議後の日本は、南方の国民政府による統一政権の成立を望むようになっていった。つまり、市場としての中国が日本にとってそれを安定的に維持しうる統一政権を日本は必要としたのであった。反面、関内において軍事的に中国の分裂を画策する「支那通」の行動は、外務省の機構整備⁽⁴¹⁾、ソ連の脅威により陸軍が中国東北部・「南満州」の権益維持に重点が置かれることによって低下していた事実も指摘できよう。そして、何よりも日本の国内において、初めての本格的な政党内閣・原内閣のもとで対米協調の重視と共に、中国への経済外交が志向されることとなったのである。このような経済外交への傾斜、「市場」としての中国と西原借款に代表される債務整理等は、中国の不平等条約改正プログラムに順応しつつ解決を迫られていった。北伐に成功して中国の統一を果たした国民政府に順応して日本政府側の政策が、中国を「市場」から「国家」へと認識を移行させつつあったのである⁽⁴²⁾。しかし、1931年9月18日の満州事変が中国を統一した国民政府との妥協可能性を著しく低下させた。それは、「満州国」の樹立により中国の統一を阻害し、中国を「国家」とする方向性に「親日」というファクターを入れたためであった。結果として日本は、列国監視のなかで親日政権樹立を強行させて国民政府・蒋介石と対立し、日中戦争を開始して関係改善を不可能としていったのである。日本政府は、中国を唯一統一しえる人物としての蒋介石を意識し、その政権である国民政府の弱体化を意識したのであった。この方向性としての汪兆銘の担ぎ出しは、まさに蒋介石との直接交渉能力を欠いたためであった。同様に、近衛文麿の「国民政府ハ以後アイテニセズ」声明が批判される意味も、国民政府が中国を統一可能な政権として評価したからであった。

その意味でも日本の対中国政策研究は、これまで、革命運動の過程において常にこれを妨害する「敵役」とする表層的なイメージから、蒋介石政権・国民政府との間で「日中提携」という選択肢をも含め、蒋介石・国民政府と日本との位置関係にもとづく多角的な分析を必要としているのである⁽⁴³⁾。その意味で、第一大戦期は、日本外交にとって、「市場」としての中国の価値を確認し、それゆえに統一された「国家」としての中国を発見す

る過程に存在していたといえよう。

注

- (1) 藤本博生「日本帝国主義と五四運動」『五四運動の研究』京都大学人文科学研究所、同朋舎。
- (2) 斎藤道彦「序論 五・四運動史像再検討の視点」中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』（中央大学出版部、1986年）4頁。
- (3) 松尾尊允「民本主義者と五四運動」桑原武夫編『ブルジョワ革命の比較研究』（筑摩書房、1967年）。嶋本信子「五四運動と日本人一同時代の対応と研究史」『史潮』100号（1967年）等がある。
- (4) 笠原十九司「第一章 五・四運動史像の史的検討」中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』（中央大学出版部、1986年）。
- (5) 最近の研究史整理としては、山根幸夫他編『近代日中関係史研究入門』（研文出版、1992年）がある。また、先行研究の目録としては、塚瀬進編『近代日中関係史研究論文目録』（龍溪書舎、1990年）が便利である。
- (6) 代表的な業績としては、臼井勝美著『日本と中国一大正時代』（原書房、1972年）。この研究傾向のなかで、特に中国東北部（「満州権益」）との関係については、栗原健編著『対満蒙政策史の一面』（原書房、1966年）がある。
- (7) 三谷太一郎著「第二部 「転換期」の外交指導とその帰結」『増補 日本政党政治の形成』（東大出版会、1995年）。外交思想的な分析としては、入江昭著『極東新秩序の模索』（原書房、1968年）がある。
- (8) 北岡伸一著『日本陸軍と大陸政策 1906-1918』（東京大学出版会、1978年）。小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容」『歴史学研究』656号、1994年3月。前者は、日露戦後の大陸政策を通曉し、日本が中国を主体と見るか（潜在的強国）、客体と見るかという観点で分析している。これに対して後者の小林論文は、当該期をアジアモンロー主義の成立期として分析している。なお、本報告では、列強勢力が後退した特殊状況としての第一次大戦下の大陸政策としての対中国政策は、交渉対象である中国側主権者との関係性が重要であるという点で前者の研究を支持する。小林論文については、第一次大戦による中国からの列強勢力の撤退とこれに呼応して、日本の大陸政策がアジアモンロー主義化したと述べ

ているが、当該期の大陸政策を 1930 年代華北工作以降の大陸政策との類似性を念頭に置かれているようである。結果、「アジアモンロー主義」との規定が希薄化しているのではないだろうか。さらに、小林道彦氏の著書『日本の大陸政策』（南窓社、1996 年）と比較して、国内政治との連関性に関する記述は少なく、アメリカとの関係性においても明示的ではない。また、陸軍内部の大陸政策については、坂野潤治著「日本陸軍の欧米観と中国政策」『近代日本の外交と政治』（研文出版、1985 年）がある。

(9) 代表的なものとしては、鈴木武雄監修『西原借款史料研究』（東京大学出版会、1978 年）がある。

(10) 主な先行研究としては下記のものがある。平野健一郎「西原借款から新四国借款団へ」細谷千博他編『ワシントン体制と日米関係』（東京大学出版会、1978 年）。山本四郎「大隈内閣末期の西原亀三」『ヒストリア』89 号(1981 年)。同前「寺内内閣時代の日中関係の一面—西原亀三と坂西利八郎—」『史林』64 巻 1 号(1981 年)。斎藤聖二「西原亀三の対中国政策」『国際政治』71 巻(1982 年)、同前「寺内内閣と西原亀三」『国際政治』75 巻(1983 年)、同前「寺内内閣における援段政策確立の経緯」『国際政治』83 巻(1986 年 10 月)。明石岩雄「新四国借款団に関する一考察—ワシントン会議にいたる列強と中国民族運動の対抗—」『日本史研究』203 号(1979 年)。

(11) 「ワシントン体制」論に関する史学史的研究については、拙稿「ワシントン体制」理解の変遷—戦後日本近現代史の史学史的一考察—『中央史学』(21 号、1998 年 3 月)を参照されたい。

(12) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』（内外書籍、1934 年）第 5 巻、367 頁。

(13) 日本における対華二十一カ条要求研究は、第五号の性格設定をめぐって論争が存在している。北岡伸一氏が「二十一カ条再考—日米外交の相互作用」『年報近代日本研究』第 7 号(山川出版社、1985 年)のなかで、第五号は取り引き材料であったが、古典的な帝国主義外交から逸脱したアメリカ外交の出現より最後まで撤回されず紛糾するに至ったとする。これに対して、島田洋一「対華二十一カ条要求—加藤高明の外交指導」『政治経済史学』259・260 号(1987 年)では、第五号の各項で加藤の関与に差があるとし、加藤外交の失敗を官僚的な外交指導に求めている。また、野村乙二郎「対華二十一カ条問題」同『近代日本政治外交史の研究—日露戦後から第一次東方会議まで—』（刀水書房、1982 年）では、第五号を単なる希望事項ではなかったとしている。

(14) 伊藤隆編『大正初期山県有朋談話筆記 政変思出草』（近代日本史料選書 2、山川出版社、1981 年）。

(15) 外務省編『日本外交年表並主要文書 上』（原書房、1965 年）424～427 頁。

(16) 1916 年(大正 5 年)3 月 11 日付後藤新平宛寺内正毅書簡『後藤新平関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵。

(17) 1916 年(大正 5 年)5 月 9 日付寺内正毅宛田中義一書簡『寺内正毅関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵。

(18) 前掲、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』第三章参照。

(19) 政務局第一課作成「(秘)支那問題ヲ中心トシテ觀タル日米関係処分案」『日本外交文書 大正六年第二冊』外務省編、1968 年(昭和 43 年)415 頁。

(20) 同前注。

(21) 寺内内閣成立に関する先行研究としては、坂野潤治著『近代日本の外交と政治』（研文出版、1985 年）、前掲北岡伸一著『日本陸軍と大陸政策』、高橋秀直「寺内内閣成立期の政治状況」『日本歴史』434 号(1983 年)、斎藤聖二「第一次世界大戦と寺内内閣の成立」『上智史学』28 号(1983 年)および季武嘉也著『大正期の政治構造』（吉川弘文館、1998 年）がある。

(22) 小林龍夫「臨時外交調査会の設置」『日本外交史の諸問題Ⅱ』（国際政治、1965 年）および雨宮昭一「戦争指導と政党—外交調査会の機能と位置」『思想』622 号(1976 年）がある。

(23) 大正 6 年(1917 年)7 月 27 日の条『原敬日記』第四巻（原奎一郎編、福村出版社、1981 年）305 頁。

(24) 前掲斎藤聖二「寺内内閣における援段政策確立の経緯」。

(25) このうち、約 1 億 2000 万円が不良債権化し、日中間の懸案事項として残ることとなった（拙稿「経済提携の蹉跎—満州事変前の債務整理問題をめぐって—」『史学研究』216 号、1997 年 7 月）参照。

(26) 三谷太一郎著「第二部「転換期」の外交指導とその帰結」『増補 日本政党政治の形成』（東京大学出版会、1995 年）265～6 頁。なお、三谷氏の議論は「転換期」という概念がアブリオリに設定され、政党政治・「大正デモクラシー」をこの時期の日本が有していたことを強調する内容となっている。なお、原内閣期の外交政策に関する論文としては、晋林

波「原内閣における対中国政策の新展開—南北妥協問題を中心として—」『法政論叢』第143～5号、(1992・1993年)、服部龍二「原外交と幣原外交—日本の対中政策と国際環境：一九一八—一九二七—」『神戸法学雑誌』第45巻第4号(1996年3月)、同「協調の中の拡張策—原内閣の在華権益拡張策と新4国借款団—」千葉大学大学院社会文化科学研究科『社会文化科学研究』第2号(1998年2月)、同「パリ講和会議と五・四運動」千葉大学大学院社会文化科学研究科『社会文化科学研究』第3号(1999年2月)等がある。

(27) 山県有朋「対支政策意見書」大正3年8月、大山梓編『山県有朋意見書』(原書房、1966年)342頁。なお、この点については、拙稿「加藤外相と参戦問題」井上光貞他編『日本歴史大系』巻5第1章第3節(山川出版社、1989年)参照。また、季武前掲書より多くの示唆をうけた。

(28) 大正9年12月5日原の演説、原敬全集刊行会編『原敬全集』下巻(原敬全集刊行会、1929年)927頁。

(29) 高橋是清「内外国策私見」大正9年(1920)9月、小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書』(みすず書房、1973年)第二巻、137～144頁。

(30) 小林龍夫編『翠雨荘日記』(原書房、1966年)333～346頁。

(31) 『翠雨荘日記』292頁。322頁。特に、田中義一陸相と伊東巳代治等は熱心であった。

(32) 斎藤聖二「日独青島戦争の戦闘経緯」『シオン短期大学研究紀要』34。

(33) 先行研究としては、池井優「山東問題・五四運動をめぐる日中関係」『法学研究』(第43巻第1号、1970年)がある。

(34) 大正8年5月4日発在北京坂西陸軍少将より福田参謀次長宛電報坂極秘第32号『日本外交文書』大正八年第二冊下巻、1043文書。

(35) 『原敬日記』大正8年1月14日の条。60頁。

(36) 前掲『翠雨荘日記』「大正8年5月29日、外交調査会会議筆記、522頁。

(37) 大正8年6月18日発在中国小幡公使より内田外務大臣宛電報第888号『日本外交文書』大正八年第二冊上巻、133文書。

(38) 大正6年7月27日の条、前掲『原敬日記』第四巻、305頁。

(39) 季武嘉也著『大正期の政治構造』(吉川弘文館、1998年)297頁。

(40) 野澤豊「まえがき」同編『日本の中華民国史研究』汲古書院、1995年。

(41) 第一次大戦、日本は、戦時体制として大本営を設置せず、平時体制でのぞんだ。この

ため、外交の比重が大きくなり、結果的に外務省の権限が増大した。これにともない、外務省は機構改革をおこない、条約局の設置(1919年7月)を行うとともに、政務局に地域担当課制を施くとともに、通商局も二課制としている(なお、外務省官制の変遷については、板野正高著『現代外交の分析』(東京大学出版会、1971年)等参照)。

(42) 拙稿「『国家』としての中国、『場』としての中国」『国際政治』108号(1995年2月)参照。

(43) 日本における中国近代史研究は、日本外交を五・四運動の画期性に基づいて理解しようとするあまり、その「侵略性」を過度に強調することとなった。一方で、同様に本格的な政党内閣である原敬内閣と日英米三国の協調体制である「ワシントン体制」の画期性を協調する日本政治・外交史側は、寺内内閣からの政策的継承性を過度に見落とすこととなった。このような両者の対応は、日本の歴史学そのものの特異性に基づいている。それは、敗戦後、日本の歴史学会が必要としたロジックによって形成されている。まず、多くがマルクス主義史学を出発点とする中国近代史および日本近代史研究は、五四運動を日本帝国主義との対立の原点として評価し、敗れた日本の犯罪性とこれの対抗組織の正当性を強調しようとした。一方、日本政治・外交史研究は、日本が英米両国等と「協調」しえる原点として、戦後、民主主義が日本にとって形成不可能なものでないことの証明しようとしたのである。この結果、両者とも、戦前の体制を批判し(その範囲と対象に大きなずれが存在するものの)、その対照物として戦後を考えたのである。この傾向に対して、戦後の戦前・戦中との連続性の問題、また、上記の基本的な歴史認識の「時代性」が問題となっているが、前者に対しては「遺産」の正負を問題にしがちであり、後者については、評者の政治的位相によって歪められているのが実状である。この点の是正については、いまだに日本の学界では未解決な問題であるといっても過言ではない。